

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会運営委員会

日 時 : 令和5年4月30日(日)
午前10時～

場 所 : 奥野生涯学習センター

運営委員会 次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議事

議案第1号 令和4年度おくの地区社会福祉協議会事業報告

議案第2号 令和4年度おくの地区社会福祉協議会収支決算報告
監査報告

議案第3号 令和5年度おくの地区社会福祉協議会役員について

議案第4号 令和5年度おくの地区社会福祉協議会事業計画(案)

議案第5号 令和5年度おくの地区社会福祉協議会予算(案)

4. その他

5. 閉 会

令和4年度 おくの地区社会福祉協議会事業報告

事務運営

区 分	事 業 名
実施事業の内容	<p>(1)各種会議の開催及び円滑な事務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 1回 ・役員会 5回 ・執行役員会 12回 <p>(2)清掃奉仕作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おくの義務教育学校への奉仕作業(10/1) 1回 ・地区社協事務所内外清掃(6/12、12/17) 2回 <p>※事務所の庭、周辺は随時除草作業実施</p> <p>(3)研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員対象研修(水戸、笠間方面) 参加者23名 1回 ・全体研修(香取、銚子方面) 参加者27名 1回 <p>(4)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うしくwai ワイまつり(11/3)参加
実施事業の 成果など	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議の実施により、各役員・委員等から様々な意見アイデアが出され、各部会の事業が円滑に実施された。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとり、3年ぶりに視察研修を実施し 地域活動に協力体制と活気がでてきた。

※ 事業全てにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止措置をとり活動しています。

令和4年度 おくの小地区社会福祉協議会事業報告

部会名 住民交流

区 分	事 業 名
実施事業の内容	<p>(1)ふれあい農地活用事業 おくの義務教育学校、奥野さくらふれあい保育園、地区社協のさつまいも・そば栽培</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～ さつまいも植え付け準備 ・6月～ さつまいも植え付け 6/10 8年生、保育園児で、さつまいもの植え付け 約70名 6/12 地区社協で植え付け 約40名 ・8月～ そば種まき 8/5 8年生で種まきを実施 ・10月～ さつまいも収穫 10/27 8年生、保育園児 さつまいも収穫 約70名 10/30 地区社協 さつまいも収穫 36名 ・11月～ そばの収穫、そばの実の乾燥、製粉を外部業者に委託 ・収穫したものを義務教育学校生徒、保育園児、地区社協運営委員へ。また支援活動部会のふれあい訪問に利用。 ・植え付け作業や圃場の管理、収穫については、地区社協会員が協力 <p>(2)おくのふれあいまつり(秋の収穫祭から名称変更) 開催 11/12(日) 奥野生涯学習センターにて</p> <p>(3)学校関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災探検隊事業 (史跡探訪) 6/30(木) 5年生と共に実施 ・児童生徒の下校時見守り活動 毎週月 北校舎 バス下校見守り 月～金 南校舎 牛久二中交差点下校見守り <p>(4)たまり場充実事業 これまで新型コロナウイルス感染防止の為、ほとんど中止でしたが、手芸のみ月1回実施開始</p>
実施事業の成果など	<ul style="list-style-type: none"> ・甘藷栽培・そば栽培を通じ農作業を体験することにより、園児・生徒と一緒に植え付け、そば種まき、収穫する喜びを実体験できた。また、共同作業の楽しさ、お互いへの気遣いなど、すばらしい交流の場となった。 ・新型コロナウイルス感染防止の為、たまり場としての地区社協事務所の活用は十分行えなかった。

※ 事業全てにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止措置をとり活動しています。

令和4年度 おくの地区社会福祉協議会事業報告

部会名 支援活動

区 分	事 業 名
実施事業の内容	<p>(1) 高齢者支援システム事業</p> <p>① ふれあい訪問(見守り) 対象：75歳以上一人暮らし 2回で対象約300名 1回目 実施時期：令和4年6月 飲物、食料等を持参して訪問 2回目 実施時期：令和4年12月 市社協事業の歳末たすけあいふれあい訪問と一緒に、 地区社協で収穫したそば粉、さつまいもを持参して訪問</p> <p>② お楽しみ会 2/23(木・祝) 奥野生涯学習センターにて実施 対象：75歳以上一人暮らし 参加者73名(うち対象者36名)</p> <p>(2) 奥野地区意識調査事業…意識調査アンケートの実施</p> <p>① アンケート調査期間：11月～12月 ② 対象：75歳以上一人暮らし、又は必要と思われる家庭 ③ 回答：126名</p> <p>(3) 会議 支援活動部会 7回 主な議題 ・ふれあい訪問実施について ・お楽しみ会について ・「奥野地区意識調査アンケート」結果について検討 ・見守りネットワーク事業</p>
実施事業の 成果など	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止策をとり、2回訪問できた。特に、12月は、地区社協で収穫したさつまいも、そば粉を持参し喜ばれた。 ・奥野地区意識アンケート調査として、区長と支援活動部会のメンバーと一緒に訪問し、地域の実情を知り、これからの活動検討の材料となった。

※ 事業全てにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止措置をとり活動しています。

令和4年度 おくの地区社会福祉協議会事業報告

部会名 調査広報

区 分	事 業 名
実施事業の内容	<p>(1) 広報紙の定期発行を継続し、全戸配布年3回 ・8月1日号 ・1月1日号 ・4月1日号 〈 主な掲載内容 〉 ・社協活動情報の発信 おくの義務教育学校、保育園関連事業情報 各地区活動情報 等</p> <p>(2) 会議 広報部会 3回</p> <p>(3) 「うしくでびっくり！」の絵本（作:おくの地区社協 飯田昭夫）を地域施設へ配布 （中央図書館、おくの義務教育学校、保育園、奥野生涯学習センター等へ）</p>
実施事業の 成果など	<p>・紙面の工夫により、写真を大きくし、読みやすい広報紙となり、おくの地区社協活動状況をPRできた。</p> <p>・地元ゆかりの絵本を、作家の方にご協力いただき、地域の大人、子ども達へ提供することができた。わかりやすく、読みやすく、誰にでも親しみやすく、地域のことを知る機会となった。</p>

※ 事業全てにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止措置をとり活動しています。

令和4年度 おくの地区社会福祉協議会 収支決算報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)


1. 収入の部				(単位：円)	
項目	予算額	決算	備考		
1. 助成金	700,000	700,000	1. 市助成金	200,000	
			2. 市社協助成金	500,000	
2. 前年度繰越金	469,136	469,136			
3. 雑収入	90,005	246,641	1. 寄付金(ふれあいまつりへ)	86,000	
			2. 役員研修参加費(役員対象)	30,000	
			3. 全体研修参加費(運営委員対象)	54,000	
			4. 販売収入	76,634	
			5. 利息	7	
合計	1,259,141	1,415,777			
2. 支出の部					
項目	予算	決算	備考		
1. 事務運営	312,141	429,225	1. 事業経費	148,812	
			内訳①役員研修	56,532	
			②全体研修	72,486	
			③除草作業	19,794	
			2. 会議費	7,619	
			3. 通信運搬費	37,477	
			内訳①NTT	33,557	
			②葉書・切手代	3,920	
			4. 消耗品費	23,189	
			5. 備品費	212,128	
			6. 雑費	0	
2. 住民交流部会	601,000	401,966	1. 事業費	401,966	
			内訳① ふれあいまつり	206,170	
			② さつまいも、そば栽培	195,796	
			2. 通信運搬費	0	
			3. 消耗品費	0	
			4. 雑費	0	
3. 支援活動部会	271,000	128,237	1. 事業費	126,067	
			内訳①お楽しみ会	120,737	
			②ふれあい訪問	5,330	
			2. 会議費	2,170	
			3. 通信運搬費	0	
			4. 消耗品費	0	
4. 調査広報部会	75,000	120,173	1. 事業費	108,172	
			内訳①広報紙発行(年3回)	18,920	
			②びっくり絵本	89,252	
			2. 会議費	0	
			3. 通信運搬費	5,180	
			4. 消耗品費	6,821	
合計	1,259,141	1,079,601			
収入合計 1,415,777円 - 支出合計 1,079,601円 = 336,176円					

監 査 報 告 書

令和4年度おくの地区社会福祉協議会の事業の執行状況ならびに
事業の実施に関する会計について監査いたしましたところ、いずれも
適正に処理され、正確で正当なものであると認めます。

令和5年 4月 5日

おくの地区社会福祉協議会

監事 坪井 富夫 

監事 吉田 昂 

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会役員

1.【執行役員】

役 職 名	役 員 名	備 考
会 長 (1名)	野口 憲	
副会長 (2名)	横田 守 磯山 和男	
会 計 (2名)	唯根 さとみ 石田 三代子	
総 務 (3名)	高橋 博 椎名 良江 塚本 悦子	
住民交流部会長(1名)	長沼 秀樹	
支援活動部会長(1名)	中泉 建治	
調査広報部会長(1名)	中山 正美	

2.【 監事 】

役 職 名	役 員 名	備 考
監 事 (2名)	吉田 昂 栗山 明彦	新 任

4. 【 理事 】

行政区名	役員名	備考
小坂 区長	坪井 富夫	新任
小坂団地 区長	宮原 幸久	
向原 区長	鈴木 健	
奥原 区長	椎塚 文明	
中央 区長	酒井 健生	
大和田 区長	宮本 善文	
久野 区長	橋本 庄司	
報徳 区長	中山 洋一	
島田 区長	中根 誠	
正直 区長	川上 秀知	
井ノ岡 区長	宮本 菊夫	
桂 区長	中島 哲二	

※ 理事は行政区の区長がこの任にあたる (規約7条より)

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会事業計画

事務運営

区 分	事 業 名
事 業	<p>(1) 各種会議の開催及び円滑な事務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会 2回 ・ 役員会 6回 ・ 執行役員会 12回 ・ 報告会 1回 <p>(2) 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修 2回 <p>(3) 清掃奉仕作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協事務所内外清掃 2回
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ おくの地区社協の活動を円滑に推進するため、他地区社協との情報交換を積極的に行い、地区内の情報の共有化を進めながら、組織力と活動力の向上をめざす。 ・ 各部会の連携を深めながら円滑な活動が実施できるように支援する。 ・ 常に地区内の課題を考え、各部会と課題を共有し、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す。
事業実施後の効果	<p>各部会の事業の実施を通して、地域住民との相互交流が生まれ、住民同士が支え合い、助け合いながら地域づくりを構築することが期待できる。</p>

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会事業計画

部会名 住民交流

区 分	事 業 名
事 業	<p>(1)ふれあい農業体験事業</p> <p>① 新設農場（奥野山ゆり公園脇）でのさつまいも栽培 地区社協、義務教育学校、奥野さくらふれあい保育園と連携 6月上旬 さつまいも植え付け 10月下旬 収穫</p> <p>② ゆめ農場…そば栽培 地区社協、義務教育学校と連携 8月上旬 種子蒔き予定 11月上旬 収穫</p> <p>③ 事務所前圃場…マリーゴールド播種（景観、土壌改良）</p> <p>(2)おくのふれあいまつりの開催</p> <p>(3) 支援活動部会との連携 ふれあい訪問等におけるさつまいも、そば粉の提供</p> <p>(4)学校・保育園との連携</p> <p>①農場でのさつまいも、そば栽培 ②防災探検事業（史跡探訪）…奥野の史跡巡り ③学校除草作業 2回 ④下校見守り・立哨活動 通年</p> <p>(5)たまり場充実事業</p> <p>①地区社協事務所を地域住民の親睦、交流のたまり場として活用 ②各種サークル活動に提供</p> <p>(6)その他の活動</p>
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥野地区の魅力再発見 ・ 遊休農地の有効活用 ・ 農作業体験を通して、農業の重要さや食物の大切さを知り、作業を共有することで交流と親睦を深める。
事業実施後の効果	<p>農作物への関心が高まり、地域の良さを再発見、郷土愛が深まる。 地域住民相互の連帯感が醸成される。</p>

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会事業計画

部会名 支援活動

区 分	事 業 名
事 業	<p>(1) 高齢者支援事業</p> <p>① ふれあい訪問 対象：75歳以上一人暮らしの方 時期：夏、冬 2回実施</p> <p>② お楽しみ食事会 対象：75歳以上一人暮らしの方 時期：秋頃</p> <p>③ 買い物ツアー実施</p> <p>(2) 学校との連携</p> <p>① どんぐりの会 月1回 昼休みの時間 児童との交流（あそび）</p> <p>② 自習見守りサポート</p> <p>(3) 支援活動部会 7回</p> <p>① 事業の検討</p> <p>② 課題の抽出と検討</p>
事業の目的	<p>公的なサービスだけでは対応できない地域の福祉課題、生活課題に取り組み、社会的に弱い立場にある人、高齢者を支援する。 学校と連携し、地区と児童との交流を図る。</p>
事業実施後の効果	<p>きめ細やかな見守りや支援により、地域住民に安心感を与えることで、年齢や障害の有無に関係なく誰もが安心して暮らし、生きがいを持てる。また、学校と協力して、すべての年代が地域でお互いを支えあうという自覚ができる。</p>

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会事業計画

部会名 調査広報

区 分	事 業 名
事 業	<p>(1) 広報紙の定期発行を継続し、全戸配布年3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協活動情報の発信 ・ 各部会の情報 ・ 地域のサークル、情報紹介 ・ 奥野地区をアピールする <p>(2) おくの地区社協の活動をPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地区社協って何なの」をアピールしていきたい。特に福祉問題等。 <p>(3) 会議</p> <p style="padding-left: 40px;">広報部会 3回</p>
事業の目的	<p style="text-align: center;">おくの地区社協の活動を広報し、地域住民に広く知ってもらい、 地区社協の事業、事務所の活用等につなげることを目的とする。</p>
事業実施後の効果	<p style="text-align: center;">地区社協の事業、たまり場事業等に多くの理解者が増え、活発な活動の場がつけられる。</p>

議案第5号

令和5年度 おくの地区社会福祉協議会 収支予算

1. 収入の部					(単位:円)
項目	前年度予算(A)	本年度予算(B)	増減(B-A)	備考	
1. 助成金	700,000	700,000	0	1. 市助成金	200,000
				2. 市社協助成金	500,000
2. 前年度繰越金	506,523	336,176	-170,347		
3. 雑収入	80,005	130,005	50,000	1. 役員研修参加費(2000×25人)	50,000
				2. 日帰り研修参加費(2000×40人)	80,000
				3. 利息	5
合計	1,286,528	1,166,181	-120,347		
2. 支出の部					
項目	前年度予算(A)	本年度予算(B)	増減(B-A)	備考	
1. 事務運営	425,000	424,681	-319	1. 事業経費	240,000
				内訳 ①役員研修	90,000
				②日帰り研修	130,000
				③除草作業	20,000
				2. 会議費	15,000
				3. 通信運搬費	34,000
				4. 消耗品費	50,000
				5. 備品費	80,000
				6. 雑費	5,681
2. 住民交流部会	552,000	410,000	-142,000	1. 事業費	405,000
				内訳①ゆめ農場作業費	200,000
				③おくのふれあいまつり	200,000
				④たまり場充実事業	5,000
				2. 通信運搬費	5,000
3. 支援活動部会	239,500	204,500	-35,000	1. 事業費	190,000
				内訳①お楽しみ食事会	140,000
				②ふれあい訪問事業	50,000
				2. 会議費	3,000
				3. 通信運搬費	6,000
				4. 備品費	5,000
				5. 消耗品費	5,500
4. 調査広報部会	70,028	127,000	56,972	1. 事業費	110,000
				内訳①広報紙作成	20,000
				②絵本印刷	90,000
				2. 会議費	1,000
				3. 通信運搬費	6,000
				4. 消耗品費	10,000
合計	1,286,528	1,166,181	-120,347		
ただし、科目間の流用を認める					

おくの地区社会福祉協議会規約

(令和3年8月6日改訂)

(名称)

第1条 この会は、おくの地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

(地区)

第2条 本会の区域は、おおむね、牛久市立おくの義務教育学校区内を範囲とする。

(目的)

第3条 本会は、誰もが幸せに暮らすことができるまちづくりを目指して、この地区内の住民の主体的な参加と相互協力により、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

- 2 この目的を達成するために、本会と牛久市社会福祉協議会（以下「市社協」とする。）は、日常的な相互支援関係にたち、協働して事業遂行にあたるものとする。なお、市社協の窓口は地域福祉担当がこれにあたる。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため概ね次の事業を行う。

- (1) 住民同士の交流を深め、支え合い・助け合い活動への理解や参加を推進する事業
- (2) 支援を必要とする人を支える事業
- (3) 調査・広報活動など、支え合いのまちづくりを啓発する事業
- (4) その他必要な事業

(構成)

第5条 本会は、次の各項の一つに該当したのもをもって構成する。

- (1) 地区内の居住者
- (2) 学校及び社会福祉施設並びに事業所等の代表者
- (3) その他地域福祉に関心が深く、本会の趣旨に賛同するもの

(禁止事項)

第6条 本会を構成するものは、本会の活動に際し、次の活動を行ってはならない。

- (1) 政治活動
- (2) 宗教活動
- (3) 反社会活動
- (4) 営利を目的とした活動
- (5) その他本会の目的に反する活動

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 12名
- (4) 会計 2名
- (5) 総務 3名
- (6) 部会長 各1名

- 2 理事以外の役員（執行役員）は、運営委員の中から互選により選出し、運営委員会で承認する。
- 3 理事は行政区の区長がこの任にあたる。
- 4 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の前任期間とする。

(監事)

第8条 本会に監事2名を置く。

- 2 監事は、構成の中から選出し、運営委員会で承認する。ただし、必要に応じて構成外から選出することができる。
- 3 監事の任期は2年とし、再任は妨げない。補欠による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により運営委員会で承認する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じるとともに、自ら会長に意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員職務)

第10条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会の業務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、行政区の代表として地域の課題等を把握し地域福祉を推進する。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 総務は、本会事業の記録、報告等の作成および庶務などを担当する。
- (6) 部会長は、各部会の活動を推進する。

(監事職務)

第11条 本会の監事職務は、次のとおりとする。

- (1) 監事は、本会の事業ならびに会計を監査する。

(会議)

第12条 本会の会議は、役員会、執行役員会、運営委員会、部会とする。

(役員会)

第13条 役員会は、年6回以内をめぐりに会長が招集する。

- 2 会長は議題の重要性に応じて、顧問の出席を依頼し会議を開催することができる。
- 3 本会議は、課題の抽出、戦略、戦術等の重要な議題の審議を行うと同時に執行役員と理事の情報を共有する。
- 4 各部会で立案した実行計画案等の承認を行う。

(執行役員会)

第14条 執行役員会は、必要に応じて会長が招集することができる。

- 2 本会議は、組織の維持・管理や事業の企画・運営や情報の発信等の検討及び執行する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会の委員は、原則として小坂団地15名、各行政区から7名、保育園1名、おくの義務教育学校2名をもって選出する。なお、区長および民生委員は各行政区の運営委員に選出する。

- 2 運営委員会は、役員及び運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 運営委員会の議長は会長があたり、会議の議事については、出席者の過半数をもって決する。ただし、会議の議決において可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 運営委員会は、年2回開催し、次の事項について協議する。ただし、必要に応じて会長が招集することができる。
 - (1) 規約に関すること。
 - (2) 役員に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項。
- 6 運営委員会に、専門部会を置く。ただし、部会長は運営委員より選出する。

(報告)

第16条 運営委員会は、本会を構成するものに対して、事業の執行状況及び会計について年1回報告会を開催し報告する。

(部会)

第17条 部会は、住民交流部会、支援活動部会、調査広報部会ごとに各部会長が招集する。

- 2 各部会長は、年初計画の具体策及び実行計画案を検討する。
- 3 会議の結果については、議事録を作成し、保管すると同時に会長に提出するものとする。

(会計)

第18条 本会の経費は、助成金、寄付金、その他をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、正直町1250-7本会事務所内に置く。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会で定める。

附則

1. この規約は、平成23年2月27日から施行する。
2. この規約は、平成25年4月27日 一部改正 施行。
3. この規約は、平成26年5月11日 一部改正 施行。
4. この規約は、平成27年5月10日 一部改正 施行。
5. この規約は、平成28年5月16日 一部改正 施行。
6. この規約は、平成31年4月6日 第15条 一部改正 施行。
7. この規約は、令和2年10月31日 一部改正 施行。
8. この規約は、令和3年8月6日 一部改正 施行。